

# 要支援者に係る支給限度基準額の見直しについて

## 1. 基本的な考え方

- 要支援者に係る支給限度額の水準については、国会審議や介護給付費分科会の審議報告等を踏まえ、適正化する方向で設定する。
- その際には、今回の制度改正により、介護予防サービスは目標指向型のサービス提供とすることとしていることから、こうした観点から現行のサービス標準利用例の見直しを行うとともに、新たな利用例に基づく水準を設定する。

## 2. 支給限度額の水準案

### (1) サービス標準利用例

別添のサービス標準利用例を設定する。

### (2) 支給限度額の水準

これまでの支給限度額の設定方法と同様に、新たなサービス標準利用例の中で最も高い水準とし、以下のとおり設定する。

要支援1	4, 970単位／月
要支援2	10, 400単位／月

## 要支援者に係るサービス標準利用例(案)

	要支援1			要支援2		
	基本型 ①	② ③	リハ対応型 ① ②	医療 対応型 ①	基本型 ① ② ③	リハ対応型 ① ② ③
介護予防訪問介護 (回／1週)	○ 週2回程度	○ 週1回程度	○ 週2回程度		○ 週3回程度以上	○ 週2回程度
介護予防訪問入浴介護 (回／1週)						
介護予防訪問看護 (回／1週)				0.5 1		1 1
介護予防訪問リハビリテーション (回／1週)			0.25			1 0.5
介護予防通所系サービス		○	○	○ ○	○ ○	○
介護予防短期入所生活介護又は 介護予防短期入所療養介護 (日／1月)	2日	2日	2日	2日 2日	2日 2日	2日 2日
介護予防福祉用具貸与		補助杖	補助杖	補助杖 補助杖	補助杖 補助杖	補助杖 補助杖
合計単位数	3,709	4,971	4,062	4,429	4,062	7,059 10,397 8,254

### [基本的考え方]

※ 基本型：主として、閉じこもり等により発用症候群となることを予防することを目標に、「訪問系サービス(頻度大)→訪問系サービス(頻度小)・通所系サービス併用→通所系サービス(運動器の機能向上+口腔機能向上)」とサービス内容が移行する(利用例中の①→②→③と移行)ことを基本としている。

※ リハ対応型：医療機関からの退院直後や生活機能が低下した直後に、専門的なリハビリテーションによる介入が短期・集中的に必要な場合を想定し、「基本型」の考え方も踏まえつつ「訪問介護・訪問リハ(短期集中)→訪問リハ→通所リハ」と移行することを基本としている。

※ 医療対応型：慢性的な医療ニーズがある場合を想定。(要支援2は、現行の要介護1と同様に、医療対応型を前提としており、訪問看護サービスを全てのモデルに入れている。)